

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

○平成28年度の自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び延長、平成29年度の環境性能割の導入等については、以下の通りとする。

＜自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し＞

乗用車のグリーン化特例については、以下の通り要件を見直した上で1年延長。

軽自動車及び中・重量車のグリーン化特例については、現行制度のまま1年延長。

【乗用車】

(H28.4～H29.3)

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)	▲50%
2015年度燃費基準+10%達成	

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 +10%達成	
2015年度燃費基準 +20%達成	▲50%
2015年度燃費基準+10%達成	

【軽自動車】

(H28.4～H29.3)

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 +20%達成	▲50%
2020年度燃費基準 達成	▲25%

【中・重量車】

(H28.4～H29.3)

対象車	軽減率
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	▲75%

＜自動車取得税＞ 消費税率10%引上げ時に廃止する。

＜環境性能割の導入＞ 現行の自動車取得税と比べて負担の軽減を実現。営業用車・軽自動車の上限税率は2%。

現行の自動車取得税税率(H27.4～H29.3)

環境性能割税率(H29.4～H31.3)

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5% 達成	+10% 達成	達成	+10% 達成	+20% 達成
乗用車	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
営業用	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5% 達成	+10% 達成	達成	+10% 達成	+20% 達成
乗用車	3%	2%	1%	0%	0%	0%
軽自動車	2%	1%	0.5%	0%	0%	0%
営業用	2%	1%	0.5%	0%	0%	0%

【重量車】

	2015年度燃費基準				
	未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成
自家用	3%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
営業用	2%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

	2015年度燃費基準				
	未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成
自家用	3%	2%	1%	0%	0%
営業用	2%	1%	0.5%	0%	0%

＜環境性能割における各種特例措置の確保＞

- 自動車取得税において措置されていた以下の各種特例を環境性能割においても措置する。
- 燃費性能等に応じて軽減された税率と各種特例の両方の適用が可能。

各種特例	内容
条例バス特例	条例に定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る環境性能課税を非課税
バリアフリー特例	バリアフリー車両について取得価額から100万円～1,000万円を控除
ASV特例	ASV装置を備える車両について取得価額から350万円(1装置)又は525万円(2装置)を控除

＜平成29年度税制改正における検討事項＞

【自動車税・軽自動車税】
環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

【自動車重量税】
自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

※現行エコカー減税については、H21年排出ガス規制Nox・PM10%低減車の税率を、環境性能課税については、H28年排出ガス規制適合又はH21年排出ガス規制Nox・PM10%低減車の税率を記載。

平成28年度

平成29年度